

インフルエンザ流行情報（第3報）

●インフルエンザ流行情報

本県における平成26年第50週（12月08日～12月14日）のインフルエンザ流行指数は、**5.73（49週は3.02）**、全国でも7.38（49週は3.49）と急増しています。

保健所管内別では、**古河保健所が12.0**、**筑西保健所が10.2**と2カ所の保健所で注意報レベルに達しています。次いで、つくば保健所（9.30）、竜ヶ崎保健所（7.43）、日立保健所（5.18）の順に高く、今週全ての保健所で流行指数である1.0を超えています。

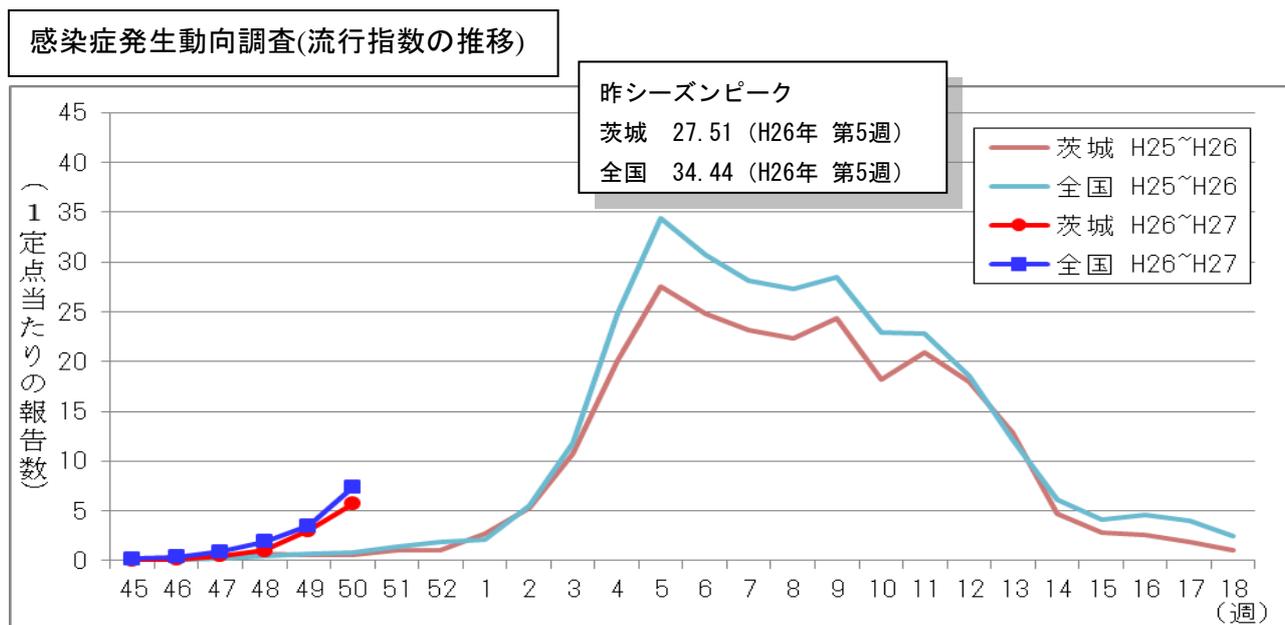
また、本年9月1日から12月14日までの病原体の検出状況は、インフルエンザウイルスを検出した65検体のうち、AH3（A香港型）が64検体（98.5%）、B型が1検体（1.5%）検出されています。

県民の皆様には「手洗いの励行」、「咳エチケットの実践」、「予防接種」等、インフルエンザの予防をお願いいたします。

なお、インフルエンザ流行情報および学級閉鎖等措置・集団発生等の状況については、感染症情報センターのホームページに掲載し、毎週木曜日に更新しております。

【茨城県感染症情報センターホームページURL】ポスターもダウンロードできます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/yobo/kansen/idwr/index.html>



インフルエンザの流行に関する警報・注意報について

- ① 流行指数が**基準値（注意報：10 警報：30）**を超えた保健所区域には「地域注意報」又は「地域警報」を発令します。また、県全体において流行指数が基準値を超えた場合には、「県全域注意報」又は「県全域警報」を発令します。
- ② **注意報**：流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があること、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示します。
警報：大きな流行の発生・継続が疑われることを示します。
 なお、警報の解除は終息基準値（10）を下回ったときになります。

《各保健所管内のインフルエンザ流行状況》

保健所	定点数	調査期間： H26. 12. 08～H26. 12. 14 (第50週)			調査期間： H26. 12. 01～H26. 12. 07 (第49週)		
		患者数	流行指数 ※1	注意報・警 報の状況	患者数	流行指数 ※1	注意報・警 報の状況
水戸	17	63	3.71	－	24	1.41	－
ひたちなか	8	38	4.75	－	11	1.38	－
常陸大宮	8	8	1.00	－	1	0.13	－
日立	11	57	5.18	－	31	2.82	－
鉾田	5	21	4.20	－	1	0.20	－
潮来	8	10	1.25	－	2	0.25	－
竜ヶ崎	14	104	7.43	－	28	2.00	－
土浦	13	55	4.23	－	44	3.38	－
つくば	10	93	9.30	－	71	7.10	－
筑西	10	102	10.20	注意報	48	4.80	－
常総	8	40	5.00	－	12	1.50	－
古河	8	96	12.00	注意報	89	11.13	注意報
県全体	120	687	5.73	－	362	3.02	－

※1 インフルエンザ流行指数は1定点あたり1週間の平均患者数

$$\text{インフルエンザ流行指数} = \frac{\text{インフルエンザ定点において1週間の間にインフルエンザと診断した患者数}}{\text{インフルエンザ定点数}}$$

- ・インフルエンザ定点数は県内に120医療機関あります。
- ・流行指数が1.0を超えると流行期に入ったと判断します。

《備考》

インフルエンザの予防について

～ひろげるなインフルエンザ！ひろげよう咳エチケット！～

◆ インフルエンザにかからない、うつさないための対策

☆帰宅時の手洗い

手にウイルスがついたままにしない
ことが大切です



☆咳エチケット

咳やくしゃみをする時は
鼻や口をおさえましょう
マスクをしましょう



☆予防接種

◆ インフルエンザにかかった場合の対応

- ・早めに医療機関を受診して治療を受けましょう。
- ・安静にして、休養をとりましょう。特に、睡眠を十分にとることが大切です。
- ・水分を十分に補給しましょう。お茶やスープなど飲みたいもので結構です。
- ・一般的に、インフルエンザを発症してから3～7日間はウイルスを排出すると言われてい
ますので、その間は外出を控えましょう。



茨城県感染症情報センター
(茨城県衛生研究所企画情報部)
TEL 029-241-6652